

12. 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

1. 趣旨・目的

過疎集落の生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興するために、地域運営組織等が行う取り組みを支援することにより、継続的な集落の維持、活性化を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

集落の維持・活性化のため、基幹集落を中心に複数集落で構成される「集落ネットワーク圏」における取組を支援するため、交付金を交付します。

対象団体

まちづくり協議会等（地域運営組織）

対象事業

地域コミュニティ組織による活性化プランの策定、活性化プランに基づく日常生活支援機能の確保や地域産業の振興に係る事業等を対象とする。

○地域の総合サービス拠点整備・定住支援・見守りサービス・小さなビジネスの展開（特産品開発等）等

公募時期

R6年12月～R7年1月（R7年度事業分）
（但し、事前にご相談下さい。）

補助額

上限1,500万円

但し、以下の事業を実施する場合は、上限額を下記のとおりとする。

①専門人材を活用する事業（2,000万円）

②ICT等技術を活用する事業（2,500万円）

③上記①・②を併用する事業（3,000万円）

（上乗せ分は、①、②、③の事業のみに充てることができるものとする。）

問合せ先

政策推進部 企画課
電話：0745-82-1362（IP:0745-88-9074）